

(拡充) コミュニティソーシャルワーカー事業	健康福祉部福祉総務課 電話:457-2326
------------------------	---------------------------

(単位: 千円)

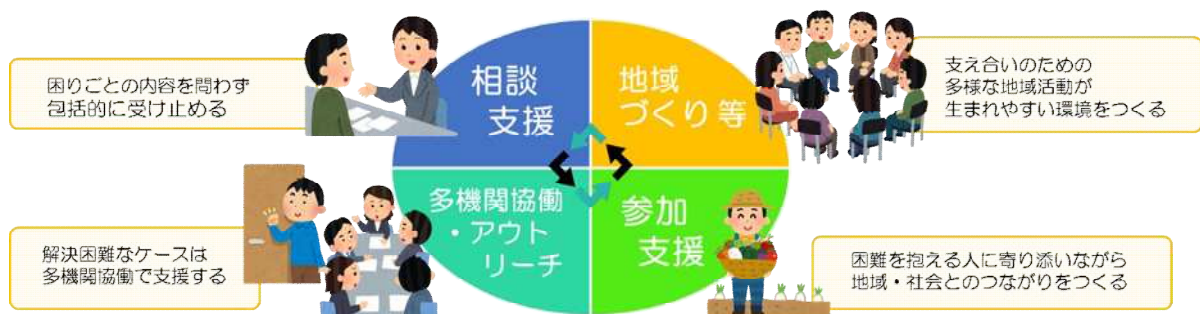
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	161,359	63,661	0	6,897	90,801

※関連課: 健康福祉部高齢者福祉課 (電話:457-2789)

※コミュニティソーシャルワーカー事業、生活支援体制整備事業の一部の合計

※財源 (その他) 介護保険事業特別会計繰入金

目的	コミュニティソーシャルワーカー (以下、CSW) と生活支援コーディネーター (以下、SC) の事業統合により、重層的支援体制整備事業を促進し、包括的な支援体制の整備を図る。																			
背景	・高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や各種福祉施策の制度の狭間にある人への支援が地域社会の大きな課題となっている。 ・地域の課題に対応するため、各支援機関の連携を深めるとともに、住民の地域福祉活動の支援に力を入れていく必要がある。																			
事業内容	生活支援コーディネーター業務をコミュニティソーシャルワーカー業務に統合し、以下の事業を進める。 1 事業内容 (1) 相談支援事業 (2) 多機関協働・アウトリーチ事業 (3) 参加支援 (4) 地域づくり等 2 体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">R7</th><th colspan="2">R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">CSW</td><td>地区担当 : 22 人</td><td>CSW</td><td>地区担当 : 18 人</td></tr> <tr> <td>スーパーバイザー : 6 人</td><td rowspan="2">SC</td><td>地域づくり : 1 人</td></tr> <tr> <td>地域づくり : 1 人</td><td>12 人</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>161,359 千円</td><td>事業費</td><td>152,983 千円</td></tr> </tbody> </table>			R7		R6		CSW	地区担当 : 22 人	CSW	地区担当 : 18 人	スーパーバイザー : 6 人	SC	地域づくり : 1 人	地域づくり : 1 人	12 人	事業費	161,359 千円	事業費	152,983 千円
R7		R6																		
CSW	地区担当 : 22 人	CSW	地区担当 : 18 人																	
	スーパーバイザー : 6 人	SC	地域づくり : 1 人																	
	地域づくり : 1 人		12 人																	
事業費	161,359 千円	事業費	152,983 千円																	



(拡充) 障害者（児）日常生活用具費助成事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2863
------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	191,880	78,633	0	0	113,247

※障害者日常生活用具費助成事業、障害児日常生活用具費助成事業の合計

目的	日常生活用具費を助成することにより、在宅の障がい者が家庭生活を営むうえでの不便を解消するとともに、自力で生活を営むことを容易にし、福祉の増進を図る。				
背景	令和 6 年 3 月に製品価格の上昇及び市町からの要望等を踏まえ、日常生活用具費等県ガイドラインが見直された。				
事業内容	県ガイドラインの見直し（対象品目の追加、基準額の見直し）に伴い、対象品目の追加及び基準額の見直しを実施する。				
	1 対象者 身体障がい者、知的障がい者、難病患者				
	2 対象経費 重度身体障がい者等の日常生活能力向上を図るための用具購入に対する扶助				
	3 改正内容				
	区分	品目	改正後（A）	改正前（B）	増減（A-B）
	単価改正	頭部保護帽	17,500 円	12,160 円	5,340 円
		歩行時間延長信号用小型送信機	12,000 円	7,000 円	5,000 円
		点字ディスプレイ	430,000 円	383,500 円	46,500 円
		点字タイプライター	82,000 円	63,100 円	18,900 円
		視覚障害者用拡大読書器	250,000 円	198,000 円	52,000 円
		視覚障害者用小型拡大読書器	35,900 円	29,800 円	6,100 円
		人工喉頭	73,000 円	70,100 円	2,900 円
		埋込型人工喉頭用人工鼻	28,600 円	23,760 円	4,840 円
		人工内耳用電池充電電池	17,600 円	17,280 円	320 円
		人工内耳用電池充電器	28,600 円	28,080 円	520 円
		ストーマ装具消化器系	8,900 円	8,600 円	300 円
		ストーマ装具尿路系	11,700 円	11,300 円	400 円
	追加	暗所視支援眼鏡	395,000 円	-	-
	※障がい児における所得制限の撤廃 18 歳未満の助成対象者分について、所得制限を撤廃する（令和 7 年 4 月～） （補装具費支給事業と同様の扱い）				

障害者施設整備費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2034

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	196,700	131,133	52,400	0	13,167

目的	社会福祉法人等が行う社会福祉施設等の整備に対し、補助金で支援することにより、障がい者の社会福祉の増進を図る。				
背景	・強度行動障がい有する者への支援に当たって、特別に配慮された支援スペースの確保が必要であり、特別支援学校及び特定相談支援事業所等から受入先確保に苦慮しているという声があがっている。 ・建物が老朽化するとともに、利用者の増加及び利用者の重度化・高齢化により、現行施設が手狭になっている。				
事業内容	社会福祉施設等の整備（増築・改築）に対し助成する。				
	1 整備事業所				
	区分	法人名	施設名	サービス	定員
	増築	(福) 天竜厚生会	赤石寮	生活介護	110 人 (5 人増)
			総事業費	補助基準額	
			179, 755 千円	30, 900 千円（国 2/3、市 1/3）	
	改築	(福) 復泉会	(仮称) 三幸町 事業所	生活介護・ 就労継続支援 B 型	40 人 (4 人増)
			総事業費	補助基準額	
			438, 371 千円	165, 800 千円（国 2/3、市 1/3）	
	2 総事業費及び補助額				
・ 総事業費 618, 126 千円（補助基準額 196, 700 千円）					
・ 補助額 196, 700 千円					
・ 事業者負担 421, 426 千円					

【位置図】



(福)天竜厚生会 赤石寮



(福)復泉会 (仮称)三幸町事業所

デジタル活用による市民サービス向上事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話:457-2864
---------------------	-----------------------------

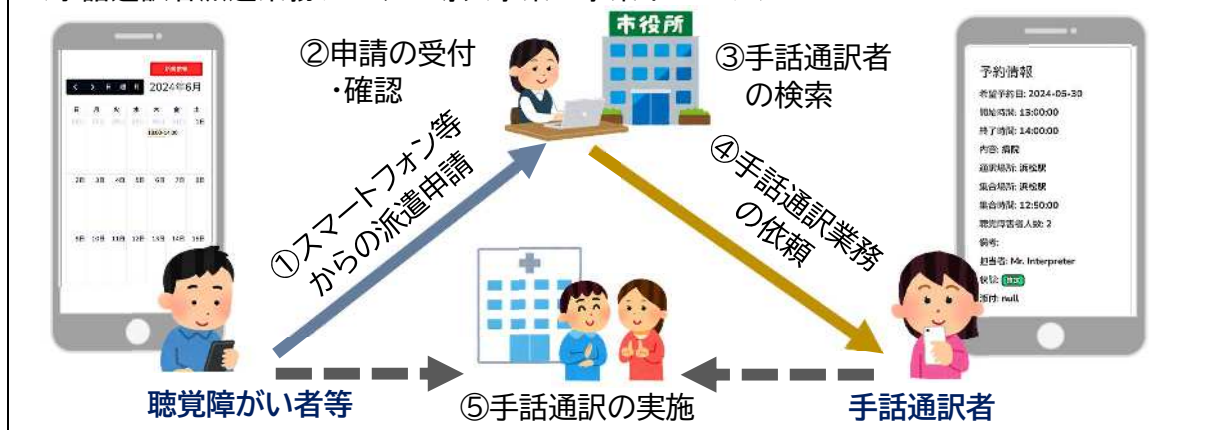
(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	7,945	3,594	0	0	4,351

※障害者福祉デジタル運営経費の一部

目的	デジタル技術を活用し、障がい者及び窓口に来庁する市民に対する市民サービスの向上及び業務効率化を図る。
背景	・聴覚障がい者に対する手話通訳者の派遣要請への対応について、従来はFAXでのやり取りで実施しており、誤読による伝達ミス等が発生するとともに、自宅にFAXの無い方は来庁して手続きを行っている。 ・中央福祉事務所社会福祉課窓口では多くの窓口対応が行われ、長時間の待合が発生している。
事業内容	1 (新規) 手話通訳者派遣業務システム導入事業 4,242千円(国1/2以内、県1/4以内) 聴覚障がい者からの手話通訳者の派遣要請について、専用WEBシステムを導入する (1) 市民サービス向上機能 聴覚障がい者との連絡手段についてFAXからWEBシステムに変更することで、円滑な手話通訳者の派遣が可能 (2) 主な機能 ・聴覚障がい者からの手話通訳者の派遣要請及び通訳者の選定・派遣決定手続きをシステム上で実施する。 ・年間実績(R5年度) 1,204件 2 (新規) デジタルを活用した窓口受付多機能発券機導入事業 3,703千円(国1/2) (1) 市民サービス向上機能 長時間の狭小な待合スペースでの待機の解消 (2) 主な機能 スマホからの待ち状況確認、当日順番予約 など (3) 窓口対応実績(R5年度) 年間34,389件

<手話通訳者派遣業務システム導入事業 事業イメージ>



敬老祝金支給事業	健康福祉部高齢者福祉課 電話:457-2789
----------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	77,876	0	0	0	77,876

※敬老支援事業の一部

目的	100歳及び88歳の高齢者に対する祝金の贈呈により、高齢者福祉の増進を図る。
背景	- 本市では、自治会を通じて100歳のお祝いとして3万円、88歳のお祝いとして1万円を贈呈している。 - 対象者が増加傾向にあり、敬老祝金の贈呈にかかる自治会の負担軽減が課題となっている。(88歳：H30 4,127人→R6 4,994人、100歳：H30 226人→R6：343人)
事業内容	敬老祝金の贈呈方法について、令和7年度から以下の見直しを行う。 - 祝金の贈呈方法の変更 自治会を通じた現金贈呈から本人の銀行口座振込に変更する。 振込にあたっては、マイナンバーと連携した公金受取口座の活用を可能とする。 - スケジュール - 令和7年8月 対象者抽出 - 令和7年8月～ 公金受取口座情報の取得 - 令和7年9月 対象者に通知を発送 (コールセンター設置期間：9月中旬～10月中旬) - 令和7年9月～ 口座振込

```

graph TD
    City[市] -- "業務委託 ①" --> BA[委託業者A]
    City -- "業務委託 ②" --> BB[委託業者B]
    BA <-->| "公金・年金口座データ  
連携依頼 (R7.8)" | DB[デジタル庁]
    DB -- "口座データ  
提供 (R7.8～)" --> BA
    BB -- "口座を入れた  
EBデータ  
提出" --> City
    City -- "③" --> BT[口座振込  
(R7.9以降)]
    BT -- "市へ返送 5,500人" --> R[88・100歳祝金対象者]
    R -- "未提出者に  
再通知発送" --> City
    R -- "口座データをもとに対象  
者へ簡易書留で通知発送  
5,500人 (R7.9頃)" --> City
    
```

個人番号利用可
公金受取口座連携あり (30%程度の見込)

通知発送・情報集約業務
コールセンター業務

特別養護老人ホーム改築補助金

健康福祉部高齢者福祉課
電話:457-2886

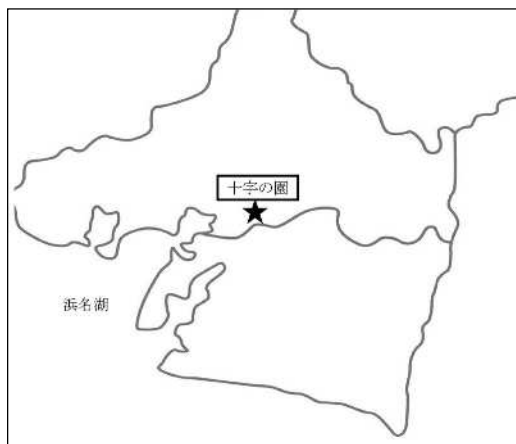
(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	82,120	0	76,600	0	5,520

※債務負担行為 事項:特別養護老人ホーム改築費補助金 期間:令和8年度まで

目的	老朽化した特別養護老人ホームの改築を推進することで、在宅での生活が困難な高齢者の生活の場所を確保する。								
背景	・介護が必要な高齢者が増加し、特別養護老人ホームの待機者が増加していたことから、浜松市では平成 29 年度まで特別養護老人ホームの施設整備を行い、待機者の削減を図った。※平成 22 年時点：3,623 人→令和 5 年時点：988 人、△2,635 人 ・待機者が少なくなった一方、市内特別養護老人ホームは老朽化が進んでいることから、令和 2 年度から特別養護老人ホームの改築時の補助金を創設した。								
事業内容	老人福祉施設等の整備（改築）に対し助成する。 1 対象施設 ・令和 7 年 4 月 1 日時点で建築後 50 年以上経過している施設 ・令和 7 年 4 月 1 日時点で建築後 30 年以上経過かつ老朽度調査により算定して得た現存率が 70%以下の施設 2 補助金額 82,120 千円 補助率：①2,053 千円/床×床数、②対象事業費×3/4 のいずれか低い方 補助単価：2,053 千円/床（事業者負担見込額：1,190,534 千円） <table><tr><th>法人名</th><th>施設名</th><th>延床面積</th><th>定員</th></tr><tr><td>（福）十字の園</td><td>浜松十字の園</td><td>2,206.69 m²</td><td>40 床</td></tr></table>	法人名	施設名	延床面積	定員	（福）十字の園	浜松十字の園	2,206.69 m ²	40 床
法人名	施設名	延床面積	定員						
（福）十字の園	浜松十字の園	2,206.69 m ²	40 床						

【位置図】



所在地:浜名区細江町中川 7220-11

【現状】

外観



屋上
(防水シート
劣化等)



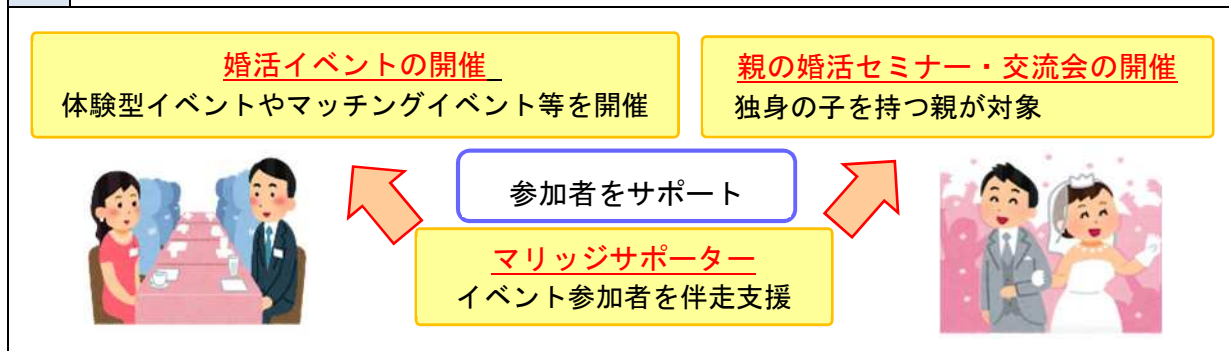
(拡充) 結婚支援事業	こども家庭部こども若者政策課 電話:457-2795
-------------	-------------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	9,200	6,133	0	0	3,067

※地域少子化対策強化事業の一部

目的	少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化の対策として、若者の出会いの機会の創出や、マリッジサポーターによる結婚への後押し等により、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる環境を整備する。
背景	・結婚に対する価値観の多様化等による未婚化や晩婚化・晩産化の影響により、少子化が進行している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、結婚につながる出会いや交際の機会が減り、婚姻数が減少した。
事業内容	1 婚活イベントの開催 若者の興味を引く体験型イベントやマッチングイベント等を開催し、出会いの場を提供する。 (1) 対象者 20歳以上の市内に在住または在勤する独身男女 (2) 内 容 ・(新規)メタバース空間を活用した婚活イベント(60人程度) メタバース空間での交流、マッチング後に対面デートを行うイベントを実施 ・(新規)スポーツを通じた婚活イベント(70人程度) スポーツ観戦、スポーツ体験等を通じたイベントを実施 ・会食交流等の婚活イベント(3回以上、延150人程度) (3) 会 場 市内の施設等 (4) 参加費 飲食代等実費 2 マリッジサポーターによるアフターフォロー 出会いの機会から結婚に至るまでの過程において、マリッジサポーターがイベント参加者のフォロー及びイベント終了後の相談に応じる。 3 親の婚活セミナー・交流会の開催 独身の子を持つ親を対象とした婚活セミナー・交流会の開催(60人程度)



(新規) 地域子育て相談機関の整備	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-------------------	-----------------------------

(単位：千円)

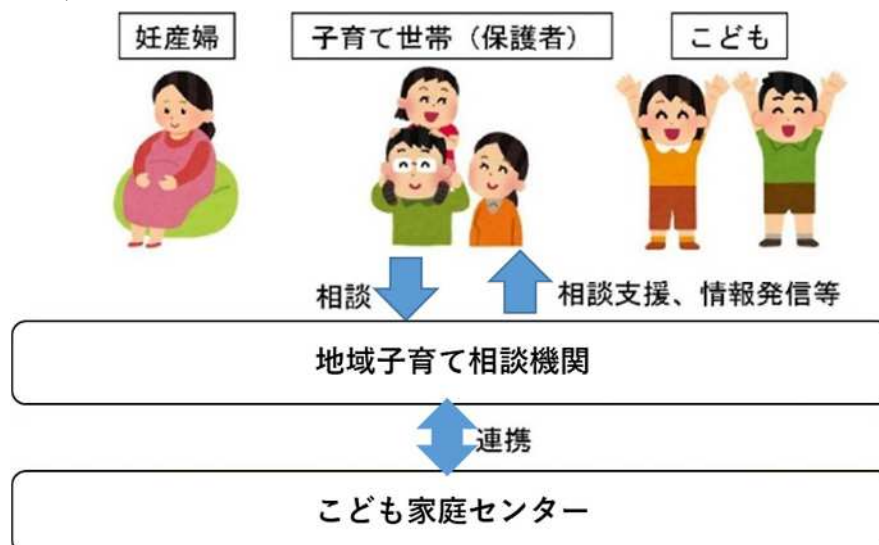
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	こども・教育	2,569	1,500	0	0	1,069

※関連課 こども家庭部幼保運営課（電話:457-2114）

※地域子育て支援拠点事業の一部、市立保育所等運営事業の一部、市立幼稚園運営事業の一部の合計

目的	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるような環境を整備する。
背景	- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、市町村は、その定める区域ごとに、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めなければならないと規定された。 - 地域子育て相談機関の設置場所について、国は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備することとしており、保育所、幼稚園、児童館などを想定している。
事業内容	1 令和7年度設置場所 - 児童館4館（直営3館：北星・江西・天竜、指定管理施設1館：三ヶ日） 受付時間：月～土曜日9時～17時 - 雄踏保育園、与進幼稚園 受付時間：原則として平日10時～15時 2 実施内容 - 利用者登録、相談記録の作成、子育てに関する相談及び必要な助言 - 地域子育て相談機関の周知、子育て支援に関する情報提供 - 利用者同士の交流促進、子育てに関する講座の開催等 - こども家庭センターとの情報共有等

〈事業イメージ〉



(新規) こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-----------------------------	-----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	6,808	3,944	0	0	2,864

※関連課 こども家庭部児童相談所 (電話:457-2703)

※こども家庭センター運営事業の一部、児童養護施設等業務改善費助成事業(補助金)の一部、児童相談所運営経費の一部の合計

目的	こども家庭センター、児童相談所、児童養護施設等の職員がこども家庭福祉分野におけるソーシャルワークの専門性を身につけることにより、相談支援等の質の向上を図る。
背景	・令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、相談支援等の質の向上を図る観点から、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設された。 ・こどもと家庭が抱える問題が多様化・複雑化しているため、こどもと家庭に特化したソーシャルワークができる専門性を備えた人材の育成が必要である。
事業内容	こども家庭センター、児童相談所、児童養護施設等の職員の資格取得のための研修参加費用等を負担及び補助する。 1 こども家庭センター及び児童相談所職員の研修参加等 (1) 対象者 こども家庭センター、児童相談所職員 (2) 対象経費 研修受講にかかる旅費、研修受講料及び資格認定試験受験料 (3) 事業費 2,268千円 2 児童養護施設等の職員の研修参加費用等に対する支援(補助金) (1) 対象者 児童養護施設等職員 (2) 対象経費 研修受講にかかる旅費、研修受講料及び 研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上げ費 (3) 補助率 10/10 (4) 事業費 4,540千円
〈事業イメージ〉 	

中山間地域における訪問支援サービスの拡充	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
----------------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	777	527	0	0	250

※養育支援訪問事業の一部、子育て世帯訪問支援事業の一部の合計

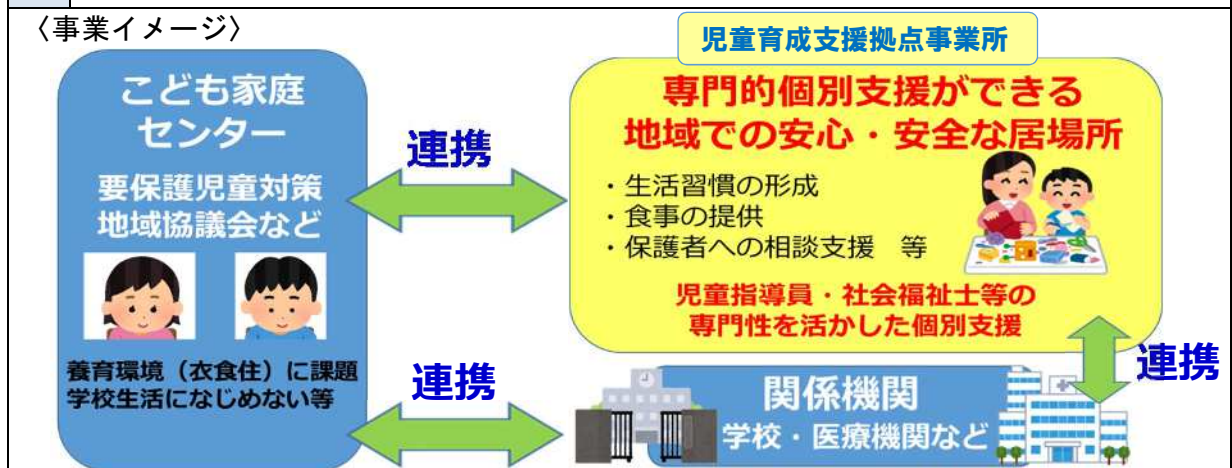
目的	はますくヘルパーの利用可能時間の拡大や、事業者や訪問員に対する中山間地域加算の創設により、中山間地域で暮らす方の支援を広げるとともに、利用者や行政の求めに応じて専門性の高い支援を市内全域で提供できる体制を整える。		
背景	中山間地域（天竜区及び浜名区引佐町の北部 旧鎮玉村・旧伊平村）は社会資源が少ないことから、中山間地域の子育て家庭に対する支援を充実する必要がある。		
事業内容	1 中山間地域におけるはますくヘルパーの利用可能時間の拡大（利用者1人あたり）		
	対象世帯	令和6年度	令和7年度～
	一般世帯	75 時間	150 時間
	多胎児及び未熟児養育世帯	150 時間	300 時間
	障がい児養育世帯		
2 訪問支援サービスにかかる中山間地域加算の創設			
	(1) 加算対象事業		
	・ 養育支援訪問事業（養育支援訪問員）		
	・ 子育て世帯訪問支援事業（はますくヘルパー、養育支援ヘルパー、ヤングケアラー世帯のための家事育児支援ヘルパー）		
	(2) 加算要件		
	支援員の自宅又は事業所から往復 30km 以上離れた中山間地域家庭への訪問支援		
	(3) 加算額		
	2,328 円/回		
〈訪問支援サービスの詳細〉			
支援員	対象	支援内容	
養育支援訪問員	妊婦及び 18 歳未満の児童を養育し、養育支援が特に必要な家庭	専門的指導・助言、相談支援	
はますくヘルパー	妊婦及び 3 歳未満の児童を養育している家庭（日中身近に支援者がいない家庭等）	家事・育児支援	
養育支援ヘルパー	妊婦及び 18 歳未満の児童を養育し、家庭環境などの養育支援が必要な家庭		
ヤングケアラー世帯のための家事育児支援ヘルパー	18 歳未満のヤングケアラーがいる家庭		

(新規) 児童育成支援拠点事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-----------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	12,348	8,232	0	0	4,116

目的	児童虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図る。
背景	- 令和6年4月施行の改正児童福祉法により児童育成支援拠点事業が新設され、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた。 - 市要保護児童対策地域協議会において支援対象児童の家庭状況等を総合的に評価したところ、地域における専門的かつ継続的な支援を必要とする児童が存在する。
事業内容	養育環境等に課題を抱える児童の居場所を開設する。(市内1か所、10月から開設) - 開所時間 学校の休業日 8時間(原則10時から18時まで) 学校の休業日以外の日 学校授業の終了後から概ね20時まで - 定員 概ね20人 - 実施内容 安心・安全な居場所の提供、生活習慣の形成、学習の支援、食事の提供、関係機関との連携、保護者への情報提供、相談支援、送迎支援等 - 配置職員 管理者、生活支援員、児童指導員・社会福祉士・心理療法担当職員等の相談援助職 - 施設 市内の賃貸物件 - 対象者(対象児童年齢は小1～高3) - 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境等に関して課題のある児童及びその保護者 - 不登校の児童や学校生徒になじめない児童等、家庭以外に居場所のない児童及びその保護者



(新規) 親子関係形成支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-----------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	1,422	484	0	0	938

目的	子育てに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有し、情報交換できる場を設けること等により、親子間における適切な関係性の構築を図る。
背景	- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、親子関係形成支援事業が新設され、市町村における子育て家庭への支援の充実が求められている。 - 本市では、こんにちは赤ちゃん訪問等により要支援と判断された児童の家庭に対して保健師による個別訪問等を行っているが、不適切養育やメンタル不調等のある親に対し、保護者同士の仲間づくりができる集団による指導・支援は実施していない。
事業内容	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して親子間の適切な関係づくりのための集団プログラムを実施する。 1 対象 未就学児を養育する保護者のうち、育児不安が高い等により集団による育児指導が必要であると保健師が判断した者 2 実施内容 講師による子育てプログラム（乳児向け、幼児向けの各2コース） - こどもの心身の発達や行動の把握、こどもへの適切な接し方についての講義 - 同じ悩みや不安を抱える保護者同士のグループワーク 3 定員 各コース10人 計40人 4 実施頻度 1回あたり2時間×6回 5 実施時期 乳児向けコース：10月、2月開始予定 幼児向けコース：9月、1月開始予定 6 その他 幼児向けコースでは、別室にて保育士等による預かり保育を実施
〈事業イメージ〉 こんにちは赤ちゃん訪問 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 など  支援が必要な場合 保健師による 家庭訪問など  集団による 支援が必要な場合 【親子関係形成支援事業】 講師による講義や 保護者同士の グループワーク 1コース 6回 	

(新規) こどもの権利擁護環境整備事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
---------------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	5,191	2,595	0	0	2,596

※児童権利擁護部会委員報酬、こどもの権利擁護環境整備事業の合計

目的	社会的養護のもとで暮らすこどもが、年齢及び発達の程度に応じ意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることを実現するため、こどもの権利擁護を図る。
背景	・令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、都道府県及び政令指定都市において、こどもの権利擁護にかかる環境整備が義務化された。 ・一時保護や施設入所措置、里親委託は、こどもの権利に一定の制約を伴うものであるため、こどもの意見や意思を尊重した権利擁護を実現することが求められている。
事業内容	NPO 法人等と連携し、社会的養護のもとで暮らすこどもの権利擁護環境を整備する。 - 意見表明等支援事業 ・独立した立場にある意見表明等支援員を配置し、こどもの意見表明を支援する。 ・支援員要件 国が示す「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」に沿った養成研修を修了し、こどもの権利擁護やアドボカシーに関する基本的な考え方や実践に必要な態度・知識・技術を修得した者 - こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発 ・児童相談所や児童福祉施設等の職員に対し、周知啓発、研修を実施 ・施設入所しているこどもに対し、自身の権利や権利擁護のための仕組みに関する説明会や、こどもとの関係形成による交流会等を開催 - こどもの権利擁護機関の整備 ・こどもから権利救済の申し立てがあった場合に、第三者調査員等において調査し、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童権利擁護部会にて審議 ・審議結果について、関係機関に対し意見具申等を実施
〈事業イメージ〉 <pre> graph TD A[意見表明等支援員] -- "① 定期的な訪問による意見形成・表明支援" --> B[社会的養護のこども] B -- "② 意見表明" --> A B -- "⑤ 権利救済の申し立て" --> C[浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童権利擁護部会] C -- "⑥ 部会の開催・審議" --> D[対応に関する意見具申] D -- "⑦ 対応に関する意見具申" --> E[関係機関等 児童養護施設等 児童相談所] E -- "④ 意見への対応" --> B A -- "③ 意見の代弁等" --> E </pre>	

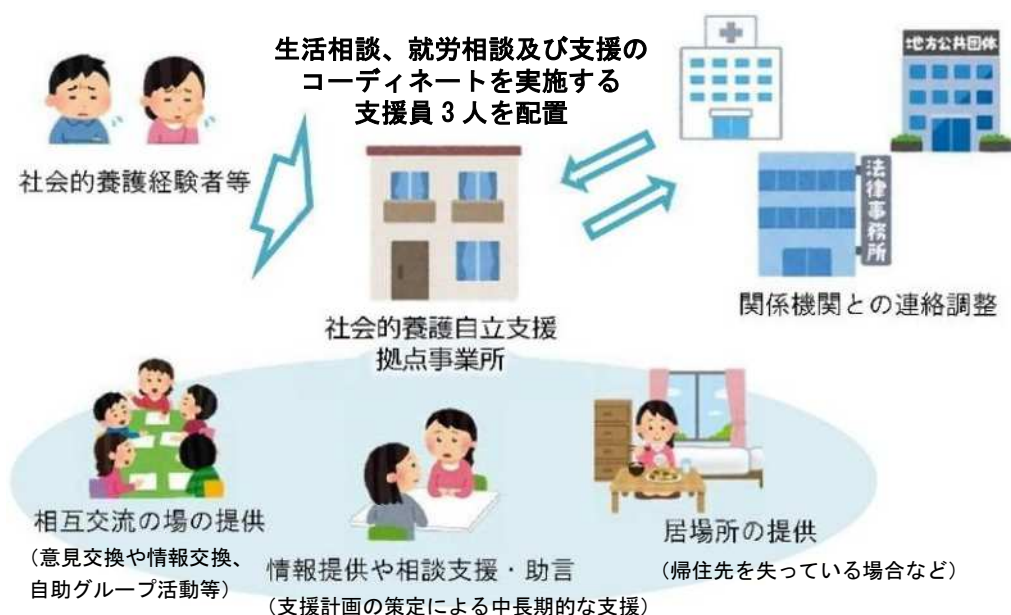
(新規) 社会的養護自立支援拠点事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
--------------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	22,347	11,173	0	0	11,174

目的	児童福祉施設等への入所措置解除者や、虐待を受けた経験があるが周囲に相談ができなかった等の理由により行政や福祉的な支援につながったことがない者等（社会的養護経験者等）の孤立を防ぎ、居住支援や生活支援等により、将来の自立に結びつける。
背景	- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、社会的養護自立支援拠点事業が事業化された。 - 本市では、社会的養護経験者等の自立支援である退所児童等アフターケア事業（相談支援）を実施しているが、専任の相談員が不足しているため、自立支援体制の強化が必要である。
事業内容	社会的養護経験者等に対する居住支援や生活支援等を実施する。 1 対象者 児童福祉施設等への入所措置解除者、虐待を受けた経験があるが周囲に相談ができなかった等の理由により行政や福祉的な支援につながったことがない者 2 実施内容 (1) 支援員による情報提供や相談支援・助言 (2) 相互交流の場の提供 (3) 居場所の提供

〈事業イメージ〉



学習支援事業の拡充

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	74,167	45,526	0	14,320	14,321

※学習支援事業の一部、生活支援居場所事業の合計

※財源(その他)子どもの未来応援基金繰入金

目的	経済的困難を抱える家庭の小中高生に対し、学習支援や生活支援を行うことにより、学習や進学に対する意欲を高めるとともに生活面の安定を図る。		
背景	- 現在の学習支援事業は義務教育期までとなっており、進学に向けた学習支援の機会として対象学年や実施回数の拡充が必要である。 - 学習支援事業の利用者は、こども食堂等の支援団体やスクールソーシャルワーカー等の紹介による入会が約1/3(全体430人中144人※R6.9.17時点実績)であり、居場所づくりや生活支援に対するニーズがある。		
事業内容	現行の学習支援事業を見直し、家庭の状況に応じて選択できるよう生活支援と学習支援を設定するとともに、学習支援について対象者の年齢及び開催回数を拡充する。		
	区分	現在(～R6)	見直し後(R7～)
	事業	学習支援事業	生活支援居場所事業 学習支援事業
	対象者	小4～中3	小4～中3
		経済的に困窮している子育て世帯 ※児扶手受給世帯、住民税非課税世帯、生活保護世帯 ※家庭環境や発達障がいにより生活支援が必要な場合	中1～高3 経済的に困窮している子育て世帯 ※児扶手受給世帯相当、住民税非課税世帯
	内容	学習支援を行う場所を提供 ※会場により、居場所づくり(レクリエーション等により安心できる場所を提供)や生活支援(食事や生活用品を提供)も実施	学習機会を提供、居場所づくり、生活支援を実施
	回数	週1回以上	週1回以上
	会場	28会場	週2回以上 6会場

<事業イメージ>



(拡充) 児童養護施設入所児童等学校外活動支援事業	こども家庭部児童相談所 電話:457-2703
---------------------------	----------------------------

(単位：千円)

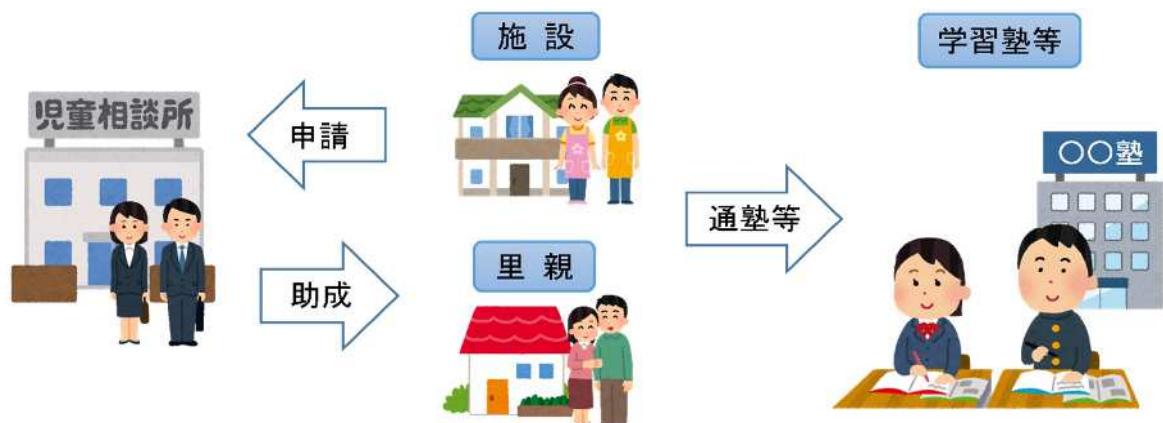
予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	1,620	0	0	1,620	0

※児童保護事業の一部

※財源（その他）子どもの未来応援基金繰入金

目的	社会的養護のもとで暮らす高校生に対して、学習塾等に係る費用を支援することにより、将来の社会的な自立の促進を図る。	
背景	・令和6年度より、児童養護施設等に入所措置又は里親委託措置している小学校4年生から6年生までのこどもに対し、習い事等費用を助成している。 ・児童養護施設等における高校生が通う学習塾等に対する措置費の上限額は高校1、2年生が月額2万円、高校3年生が月額2.5万円であり、平均支出額月額3.7万円（文科省の令和3年度こどもの学習費調査）に対し少額となっている。	
事業内容	児童養護施設等で暮らすこどもを対象とした習い事等支援を拡充する。	
	項目	令和6年度
	対象者	児童養護施設等に入所措置又は里親委託措置しているこども（小学4～6年生）
	助成対象	学習塾やスポーツ等の習い事
	1人あたり助成限度額	5,000円/月
		令和7年度
	対象者	児童養護施設等に入所措置又は里親委託措置しているこども（小学4～6年生、 <u>高校生</u> ）
	助成対象	学習塾やスポーツ等の習い事（ <u>高校生は学習塾等</u> ）
	1人あたり助成限度額	小学4～6年生 5,000円/月 高校1、2年生 <u>20,000円/月</u> 高校3年生 <u>15,000円/月</u>

〈助成イメージ〉



(新規) 私立保育所等 ICT 化推進事業	こども家庭部幼保支援課 電話:457-2827
-----------------------	----------------------------

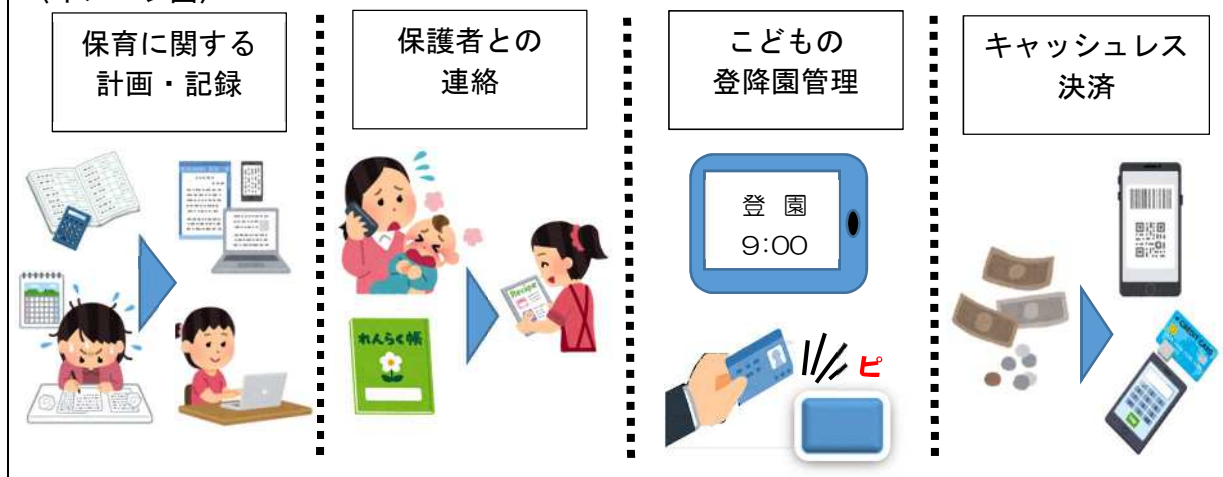
(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	26,400	17,600	0	0	8,800

※私立保育所等事業費助成事業（補助金）の一部

目的	私立保育所等の登降園管理や徴収業務等の ICT 化を推進し、業務の効率化、保育士等の事務負担を軽減する。
背景	・国は、保育現場における業務の効率化と保育の質の向上に向け、保育 DX を推進しており、令和 7 年度より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するための ICT 機器導入などに対する補助を拡充する。 ・本市の私立保育所等における ICT 導入率は約 8 割であり、さらなる導入の推進と充実が必要である。
事業内容	私立保育所等における保育業務支援システムの導入や乳児等通園支援事業の実施に要する ICT 機器の導入に対する費用の一部を補助する。 1 対象施設 認定こども園、保育所及び地域型保育事業、乳児等通園支援事業実施施設 2 補助対象経費等 (1) 保育に関する計画・記録、保護者との連絡、こどもの登降園管理、キャッシュレス決済の 4 機能のいずれかを含む保育業務支援システムの導入 導入する機能数×200 千円 (併せて端末購入等を行う場合 500 千円を上乗せ) (2) 乳児等通園支援事業実施のための ICT 機器の導入 200 千円/施設 (3) 補助割合 国 1/2、市 1/4、事業者 1/4

〈イメージ図〉



(拡充) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	こども家庭部幼保支援課 電話:457-2827
-----------------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	26,069	19,551	0	0	6,518

※私立保育所等事業費助成事業 (補助金) の一部

目的	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、事業者及び利用者への制度周知を図りつつ、本市の需要を把握し、令和８年度の給付化に向けた制度設計を行う。		
背景	・令和６年６月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布により、乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付が創設され、令和７年度は、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として制度化し、令和８年度に新たな給付として実施する。 ・本市では令和６年７月から試行的事業を２６施設（私立２１、市立５）で実施している。		
事業内容	就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる「乳児等通園支援事業」について施設数、対象児童等を拡大して実施する。		
	区分	令和６年度	令和７年度
	実施施設	認定こども園、保育所、小規模保育事業、幼稚園　２６施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業、幼稚園 <u>５０施設程度想定</u>
	対象児童	生後６か月～満３歳未満の未就園児 ※ひとり親や妊婦、こどもの成長や育児に不安を抱える家庭等	生後６か月～満３歳未満の未就園児 ※ <u>制限なし</u>
	預かり時間	１回２時間、上限月５回１０時間	
	利用料	１回あたり６００円	
	補助額 （１人１回あたり）	・基本分　　１,７００円 ・職員配置加算　　８００円 ・利用料免除加算　６００円	・基本分 <u>０歳児 ２,６００円</u> <u>１歳児 ２,２００円</u> <u>２歳児 １,８００円</u> ・職員配置加算　　８００円 ・利用料免除加算　６００円

こども誰でも通園制度



(新規) 子育て支援員研修事業	こども家庭部幼保支援課 電話:457-2827
-----------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	3,254	1,627	0	0	1,627

※私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の一部

目的	保育に必要な知識や技能を修得した子育て支援員を養成することで、保育人材を確保し、保育士の処遇改善を図る。		
背景	・子育て支援員研修の修了者は、一時預かり事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などの保育補助者として従事することができ、保育所等における保育人材確保の一助となる。 ・子育て支援員研修の受講機会は限られており、市内保育施設からは市内での開催を望む声が届いている。		
事業内容	市内において子育て支援員研修を実施する。 1 受講対象者 市内在住又は在勤者であり、かつ、市内で保育の仕事に従事することを希望している、または従事している者 2 定員 80人 3 研修内容 国の子育て支援員研修事業実施要綱に基づく内容 ・基本研修 講義 2日 ・専門研修（地域保育コース（地域型保育）） 講義 4日＋見学 2日 4 実施方法 業務委託		
〈事業の流れ〉 基本研修  専門研修  修了証書発行  子育て支援員 保育に従事 			

(新規) 市立幼稚園・保育園における基幹園モデル事業	こども家庭部幼保運営課 電話:457-2114
----------------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	こども・教育	2,609	500	0	0	2,109

※市立保育所等運営事業の一部、市立幼稚園運営事業の一部、市立幼稚園施設整備事業の一部の合計

目的	地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る。
背景	・令和5年6月に施行した「市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」において、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を基幹園と設定し、令和6～7年度を試行期間として取り組みを進めることとしている。 ・令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、市町村での整備が努力義務とされた地域子育て相談機関に、基幹園を位置づけることとしている。
事業内容	基幹（モデル）園において、情報発信や未就園児への支援、私立園との連携等により、地域における特有の課題の解決などに寄与できるかなどの効果・課題等を検証する。 1 基幹（モデル）園 雄踏保育園、与進幼稚園 2園 2 実施内容 （1）地域の幼児教育・保育に関する情報発信 私立園を含む各園のパンフレット等の情報を集約して情報発信する。 （2）地域の子育て支援・相談機能の充実 子育てや育児に関する相談スペースや乳幼児が通える場所を整備する。 （3）私立園と市立園の連携推進 私立園と市立園の垣根を越えて情報交換や合同研修を行う。 3 今後のスケジュール ・令和7年度 基幹（モデル）園での効果・課題等の検証 ・令和8年度 基幹園として本格実施
 基幹園連携会議の様子	

(新規) 市立保育園等の主食提供事業	こども家庭部幼保運営課 電話:457-2114
--------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	こども・教育	14,213	0	8,700	0	5,513

※市立保育所等運営事業の一部、保育事業デジタル運営経費の一部の合計

目的	市立保育園等において持参対応としている主食を園が提供することにより、安全で衛生的な給食の実施体制を確保するとともに、子育て世代の負担軽減を図る。										
背景	・市立保育園等では、3歳未満児は園で主食を提供しているが、3歳以上児は保護者が主食を持参している。 ・近年の猛暑で食品の安全性、衛生面から食中毒予防対策として、主食提供の必要性が高まっている。										
事業内容	令和8年度からの3歳以上児の主食提供を目指し、システム改修等の準備を行う。										
	1 対象施設 市立保育園 19 園、市立幼保連携型認定こども園 1 園 計 20 園										
	2 内容 各園での炊飯により3歳以上児に対し主食（米飯等）を提供										
	<table><tr><th>区分</th><th>現行（R8.3 まで）</th><th>変更後（R8.4 から）</th></tr><tr><td>3歳以上児</td><td>主食持参</td><td rowspan="2">主食提供</td></tr><tr><td>3歳未満児</td><td>主食提供</td></tr></table>			区分	現行（R8.3 まで）	変更後（R8.4 から）	3歳以上児	主食持参	主食提供	3歳未満児	主食提供
	区分	現行（R8.3 まで）	変更後（R8.4 から）								
3歳以上児	主食持参	主食提供									
3歳未満児	主食提供										
3 保護者負担 児童1人あたり年額7,200円を想定（月額600円×12か月）											
4 スケジュール 令和7年度 主食提供に向けた準備 令和8年度 主食提供の開始											



市立保育園での昼食の様子

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

健康福祉部介護保険課
電話:457-2875

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	206,804	155,887	50,800	0	117

※関連課 健康福祉部高齢者福祉課（電話:457-2886）

※老人福祉施設等整備費助成事業の一部、介護サービス提供基盤整備費助成事業の一部の合計

目的	高齢者施設等における大規模改修及び非常用自家発電設備整備等に対する助成により、防災・減災対策を推進する。		
背景	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、国は高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、当該事業を補助対象としている。		
事業内容	1 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 54,050千円 非常用自家発電施設の整備及び大規模修繕等に対する助成		
	施設種別	事業所数	補助額
	地域密着型介護老人福祉施設	1	上限：15,400千円 下限：800千円
	認知症高齢者グループホーム	4	上限：7,730千円 下限：800千円
	地域包括支援センター	1	
			国 10/10
	2 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 152,754千円 非常用自家発電施設の整備に対する助成		
	施設種別	事業所数	基準額
	介護老人保健施設	2	上限：なし 下限：5,000千円
	介護医療院	1	
	介護老人福祉施設	1	
	養護老人ホーム	1	
			国 1/2 市 1/4 事業者 1/4

非常用自家発電設備



(新規) 浜松循環器疾患地域支援講座事業	健康福祉部健康医療課 電話:453-6178
----------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	33,000	0	0	0	33,000

目的	浜松医科大学に循環器病総合支援にかかる寄附講座を設置し、包括的な心疾患の教育、診療、研究機能を拡充するとともに、本市において切れ目のない心不全医療連携体制の構築を目指す。												
背景	・心不全は退院後１年以内の再発及び死亡率が高く、病床ひっ迫の一因でもあるため在宅療養支援診療所等のかかりつけ医と急性期病院などの連携体制構築が必要である。 ・本市は近隣他都市と比較して救急搬送困難事案件数が多く、その一因として在宅療養支援診療所が少ないことに加え、在宅療養支援診療所の連携保険医療機関等の数が少ないことがあげられる。 <table><tr><td></td><td>救急搬送困難事案件数 (R6. 4. 1～R6. 9. 29)</td><td>在宅療養支援診療所</td><td>連携保険医療機関</td></tr><tr><td>浜松市</td><td>652 件</td><td>81 施設</td><td>193 施設</td></tr><tr><td>静岡市</td><td>57 件</td><td>106 施設</td><td>2,148 施設</td></tr></table> ※在宅療養支援診療所…自宅療養している患者を訪問して診療や看護を行う医療機関 ※連携保険医療機関 …在宅療養支援診療所より患者の診療情報の提供を受け、緊急時に往診や訪問看護を実施する医療機関		救急搬送困難事案件数 (R6. 4. 1～R6. 9. 29)	在宅療養支援診療所	連携保険医療機関	浜松市	652 件	81 施設	193 施設	静岡市	57 件	106 施設	2,148 施設
	救急搬送困難事案件数 (R6. 4. 1～R6. 9. 29)	在宅療養支援診療所	連携保険医療機関										
浜松市	652 件	81 施設	193 施設										
静岡市	57 件	106 施設	2,148 施設										
事業内容	浜松医科大学に浜松循環器疾患地域支援講座を設置する。 1 人員構成 4 人（特任教授 1 人、特任助教 1 人、特任研究員 1 人、事務補助員 1 人） 2 事業期間 5 年間（令和 7 年度から令和 11 年度まで） 3 取組内容 - 心疾患、特に心不全、不整脈及び心臓弁膜症の啓発活動 - 地域の在宅療養支援診療所など関係団体と連携した研修会の開催 - 適切な治療に繋げることを目的に患者が生活や体調を記録する心不全手帳や ICT 等の活用促進 - 急性期病院における心不全診療後の再入院予防、心不全地域医療連携システムの構築、不整脈専門医の育成 など 4 心不全医療連携体制の構築による効果 - 急性期から回復期、維持期・生活期まで切れ目のない医療、介護、福祉サービスを提供できる体制の整備 - 市民の健康寿命のさらなる延伸												
寄附講座 医療機関等 浜松市 ・切れ目のない医療、介護、福祉サービスを提供できる体制の整備 ・浜松市民の健康寿命のさらなる延伸													

(新規) 中山間地域受診機会確保支援事業	健康福祉部健康医療課 電話:453-6178
----------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	480	240	0	0	240

※中山間地域医療支援事業の一部

目的	中山間地域における医療提供体制の充実を図る。
背景	・中山間地域では住民の高齢化、人口減少、公共バス運行の縮小等に伴い、通院手段の確保が課題となっている。 ・デイサービス施設では、サービスの提供時間中に医師の診察を受ける場合、診察に係る時間は介護報酬を請求できず、施設の収益減となっている。
事業内容	高齢者施設が実施する通所型サービスの提供時間中に、利用者が医療機関を受診した場合の施設への補助を実施する。 1 補助対象施設 浜名区引佐町の一部（旧伊平村、旧鎮玉村地区）及び天竜区の一部（旧天竜市熊地区・上阿多古地区・竜川地区・横川地区の一部、春野町・佐久間町・水窪町・龍山村の全域）内の高齢者施設 4 施設（令和 6 年 12 月末現在） 2 補助額 1 回あたり 1,000 円 ※補助額の考え方 診療実施に伴い、介護報酬の算定における「介護にかかる時間数」のカテゴリが 1 つ下がることで収入減となる単位分を換算した金額 2 千円のうち、1/2 を利用者負担とし、残りを補助する。 3 利用者負担 1 回あたり 1,000 円
高齢者施設 (通所型サービス) 通所型サービス 提供時間中の受診 (またはオンライン診療) 医療機関 1 千円/回 (補助 1/2) 2 千円 (介護報酬算定対象外経費) 市	

浜松・雄踏斎場再整備事業	市民部市民生活課 電話:457-2026
--------------	-------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	環境・くらし	2,766,626	0	2,720,300	22,000	24,326

※財源（その他）都市計画税

目的	平成28年2月策定の「市斎場再編・整備方針」に従い、浜松斎場及び雄踏斎場の再整備を行う。
背景	・浜松斎場は築52年、雄踏斎場は築29年を経過し建物・設備の老朽化が顕著である。 ・令和5年9月にPFI事業の入札を行い、西松建設グループが落札した。
事業内容	1 浜松・雄踏斎場再整備業務委託費（PFI事業） 2,743,243千円 （1）事業期間 令和6年2月～令和24年3月（債務負担行為 文言債務） （2）内 容 浜松斎場 建替え（14基→8基） 雄踏斎場 近接地へ拡張4基増設、既存3基改修（3基→7基） （3）事業費 整備費 8,219,274千円（設計、解体、建築費、金利等） 維持管理費 4,560,851千円（維持管理運営費） （4）スケジュール 令和6年2月 事業者本契約 令和6～8年度 設計、解体、工事 令和9年度 供用開始、既存改修 令和10年度 駐車場整備、既存改修 2 浜松斎場臨時待合棟及び臨時駐車場賃貸借料、施設管理費負担金 15,231千円 施設借上、光熱水費、設備保守点検など 3 斎場再整備事業モニタリング支援業務 7,513千円 事業期間 令和6年度～令和10年度（債務負担行為 令和7～10年度28,160千円） 内 容 PFI事業者の行う業務が要求水準書を満たしているかを確認するもの 4 事務等に要する経費 639千円 雄踏斎場用地借上料、住民説明会に要する会場借上料及び郵便料 等

浜松斎場イメージ図



雄踏斎場イメージ図



(拡充) 妊産婦乳幼児健康診査事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
-------------------	---------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	728,163	54,667	3,300	0	670,196

目的	妊娠・出産等にかかる経済的な負担の軽減や疾病等の早期発見、予防を図り、妊産婦の保健管理の向上及び乳幼児の健全な育成を目指す。
背景	- 令和7年度から県内統一で新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）に関する国の実証事業に参加予定である。 - 令和6年11月29日に国の母子保健対策関係補正予算案において、「遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援」が閣議決定された。
事業内容	1 妊産婦乳幼児健康診査 681,300 千円 疾病の早期発見や安全な分娩のため、妊婦や乳幼児に対して健康診査を実施する。 2 (拡充) 拡大新生児マススクリーニング検査事業 34,507 千円 現在実施している新生児マススクリーニング検査の際に、2 疾患(重症複合免疫不全症・脊髄性筋萎縮症)の検査について説明を行い、検査結果を国の調査研究に活用することに同意した者に対して追加検査を実施する。 (1) 対象者 市内で出生した新生児 (2) 実施時期 令和7年4月に開始予定 (3) 実施見込人数 5,217 人 3 (新規) 遠方産科医療機関等での妊婦健診時にかかる交通費支援事業 4,293 千円 遠方の産科医療機関等で妊婦健診の受診が必要な妊婦に対して交通費を助成する。 (1) 対象者 自宅(又は里帰り先)から最寄りの妊婦健診を実施している産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦等 (2) 対象経費 移動に要した費用の8割(タクシーは実費、その他の移動は旅費規程を上限) (3) 助成上限回数 14 回 4 (新規) 5歳児健康診査準備事業 8,063 千円 ※別掲

新生児マススクリーニング検査のスキーム



(新規) 5 歳児健康診査準備事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
-------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	8,063	0	3,300	0	4,763

※妊産婦乳幼児健康診査事業の一部

目的	出産後から就学前までの切れ目のない健康支援を実施することで発達課題等の早期発見を図り、幼児の保健管理の向上及び健全な育成を目指す。
背景	・ 幼児の健康診査は3歳の法定健診以降、就学時健診まで実施していない。 ・ 令和6年度から医療・保健・福祉・教育の関係課及び関係機関等で構成するプロジェクトチームを設置し、各分野が連携した健診の実施体制の整備や地域全体に必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の構築を検討している。
事業内容	令和8年4月開始予定の5歳児健康診査に向けて、5歳児健康診査デジタル健診アプリを構築し、モデル園で健康診査を実施する。 1 対象者 モデル園（4園）において満5歳になる幼児 2 スケジュール 令和7年8月 契約 令和8年1月 モデル園において運用開始 令和8年4月 運用開始 3 実施方法 （1）保護者及び園へ健診アプリアカウントを案内 （2）保護者等はデジタル問診票などをアプリへ入力し、提出 （3）問診内容及び発達分析に基づき、臨床心理士等の専門職が在籍園に出向き巡回型1次スクリーニングを実施 （4）総合評価の分析結果に基づき、健診医が集団健診による一般健診を実施し、健診アプリへ入力 （5）保護者はアプリ上で結果を閲覧し、市は支援情報を提供
<実施の流れ> <pre> graph LR A[市役所] --> B[問診入力 保護者 園職員] B --> C[巡回型1次スクリーニング] C --> D[一般健康診査] D --> E[結果説明] subgraph "発達面の評価" B C end subgraph "身体面の評価" D end </pre>	

(拡充) はじめてのパパママレッスン	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
--------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,840	1,920	0	0	1,920

※妊娠期健康講座事業の一部

目的	妊娠中の身体管理及び親となる心構えと育児の実際を伝えることにより、妊娠中の不安解消や安全な分娩、産後の円滑な育児開始を支援する。																							
背景	・妊婦とそのパートナーがともに妊娠・出産への理解を深め、子育てに取り組む機会を増やすため、令和4年度から対面教室の他にオンラインを新たに開始した。 ・令和6年度から教室運営を浜松市助産師会に委託し、事業規模を拡大したが、対面教室は定員を超える申し込みがある。																							
事業内容	より多くの受講者が対面教室に参加できるよう定員、回数等の見直しを実施する。																							
	1 実施内容																							
	(1) 対象者 妊娠 20 週から 35 週までの初妊婦と夫（パートナー）																							
	(2) 方法 助産師による講義と実技																							
	(3) 内容 夫婦で妊娠・出産・育児の準備をするために必要な知識を提供																							
	・講話：「妊娠中・産後の心身の変化と夫婦の関係の変化」等																							
	・実技：赤ちゃんのお世話、抱っこの仕方等																							
	2 変更点																							
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">対面教室</td><td>会場</td><td>・ 青少年の家 30 組×24 回 ・ 雄踏文化センター 35 組×6 回 ・ プレ葉ウォーク浜北 35 組×6 回</td><td>・ 可美公園総合センター 42 組×13 回 ・ 青少年の家 32 組×6 回 ・ 雄踏文化センター 32 組×6 回 ・ プレ葉ウォーク浜北 34 組×9 回</td></tr><tr><td>組数計</td><td>1,140 組</td><td>1,236 組</td></tr><tr><td colspan="2">オンライン教室</td><td>300 組（50 組×6 回）</td><td>300 組（75 組×4 回）</td></tr><tr><td colspan="2">総組数</td><td>1,440 組</td><td>1,536 組</td></tr></table>					区分		令和 6 年度	令和 7 年度	対面教室	会場	・ 青少年の家 30 組×24 回 ・ 雄踏文化センター 35 組×6 回 ・ プレ葉ウォーク浜北 35 組×6 回	・ 可美公園総合センター 42 組×13 回 ・ 青少年の家 32 組×6 回 ・ 雄踏文化センター 32 組×6 回 ・ プレ葉ウォーク浜北 34 組×9 回	組数計	1,140 組	1,236 組	オンライン教室		300 組（50 組×6 回）	300 組（75 組×4 回）	総組数		1,440 組	1,536 組
	区分		令和 6 年度	令和 7 年度																				
対面教室	会場	・ 青少年の家 30 組×24 回 ・ 雄踏文化センター 35 組×6 回 ・ プレ葉ウォーク浜北 35 組×6 回	・ 可美公園総合センター 42 組×13 回 ・ 青少年の家 32 組×6 回 ・ 雄踏文化センター 32 組×6 回 ・ プレ葉ウォーク浜北 34 組×9 回																					
	組数計	1,140 組	1,236 組																					
オンライン教室		300 組（50 組×6 回）	300 組（75 組×4 回）																					
総組数		1,440 組	1,536 組																					
<参加者の推移>																								
(単位：人)																								
区分	R3	R4	R5	R6 見込	R7 見込																			
会場	1,453	1,221	1,417	2,280	2,472																			
オンライン	0	330	272	600	600																			

プレコンセプションケア普及啓発事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
-------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	5,232	2,616	0	0	2,616

※妊娠期健康講座事業の一部

目的	性や健康づくりに関する正しい知識を習得し、年代に合わせた健康管理を行うことの重要性や Well-being の実現について学ぶ機会を提供することで、将来の健やかな妊娠・出産につなげる。
背景	・令和5年3月策定の成育基本法に基づく「成育医療等基本方針」において、「男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する」と定められた。 ・将来の妊娠や出産に加え、未来の子どもの健康の可能性を広げるため、早い段階から正しい知識を得て日々の生活や健康と向き合うことが重要である。
事業内容	プレコンセプションケア普及啓発イベントを実施する。 1 対象者 市民 600～800 人 小学校から大学生までの学生とその保護者、主に 30 代前半までの社会人、子育て世代等 2 内 容 ①プレコンセプションケアに精通している医師等による基調講演 ②市長、医師、妊活経験のある著名人、市内大学生等による座談会 ③プレコンセプションケアに関する企業等による啓発ブースの展示 3 実施日 令和7年12月（予定） 4 場 所 市福祉交流センター
プレコンセプション期 現在・将来・次世代の健康のため、 自分たちの生活や健康に向き合う期間 妊娠・出産・子育て期 生命と向き合い、未来や次世代に向けて、 行動が変容する最重要な起点 健康的な食事 正しい性の知識 かかりつけ医健診 将来の安心・安全な妊娠・出産	

(拡充) 産後ケア事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
-------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	65,140	48,855	0	0	16,285

目的	母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。																																				
背景	・平成28年10月から事業を開始し、利用できるサービスの種類の追加、対象者要件の拡充及び一部サービスの利用回数上限の引上げ等の制度拡充を行ってきた。 ・国は令和7年度から産後ケア事業を実施する施設に対し、きょうだい児や生後4か月以降の児を預かった際の加算を新たに追加した。																																				
事業内容	施設への宿泊や日帰り利用による母親の身体のケア及び授乳指導・育児相談等について、宿泊やデイサービス（1日）型実施施設が、きょうだい児や生後4か月以降の児を受け入れた際の公費負担額を加算する。 1 対象者 市内に居住する産後1年未満の母子 2 支援内容 ・母親の身体のケアや産後の生活の指導、栄養指導 ・適切な授乳ができるためのケア ・沐浴や抱き方などの育児の手技についての具体的な指導及び相談 ・生活の相談、支援 など 3 実施施設 本事業を行う医療機関、助産院 4 公費負担額 市民税課税者の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">公費負担額 (円)</th><th colspan="3">公費負担加算（円）</th></tr> <tr> <th>（拡充） きょうだい児</th><th>（拡充）生後4 か月以降の児</th><th>多胎加算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊型</td><td>20,000</td><td>4,000</td><td>3,000</td><td>（上限）9,100</td></tr> <tr> <td>デイ（1日）型</td><td>10,300</td><td>4,000</td><td>3,000</td><td>（上限）4,600</td></tr> <tr> <td>デイ（1時間）型</td><td>2,650</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>デイ（2時間）型</td><td>5,300</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>訪問型</td><td>6,000</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※宿泊型、デイ（1日）型：利用料は実施施設により異なる ※市民税非課税者は減免あり、生活保護受給者は全額公費負担				区分	公費負担額 (円)	公費負担加算（円）			（拡充） きょうだい児	（拡充）生後4 か月以降の児	多胎加算	宿泊型	20,000	4,000	3,000	（上限）9,100	デイ（1日）型	10,300	4,000	3,000	（上限）4,600	デイ（1時間）型	2,650	—	—	—	デイ（2時間）型	5,300	—	—	—	訪問型	6,000	—	—	—
区分	公費負担額 (円)	公費負担加算（円）																																			
		（拡充） きょうだい児	（拡充）生後4 か月以降の児	多胎加算																																	
宿泊型	20,000	4,000	3,000	（上限）9,100																																	
デイ（1日）型	10,300	4,000	3,000	（上限）4,600																																	
デイ（1時間）型	2,650	—	—	—																																	
デイ（2時間）型	5,300	—	—	—																																	
訪問型	6,000	—	—	—																																	
沐浴や授乳指導等を実施 																																					

(拡充) 妊婦支援給付事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
---------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	682,174	663,009	0	0	19,165

目的	経済的支援を実施することにより、妊婦・子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。		
背景	・令和4年度から実施している「出産・子育て応援交付金」について、令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定事業として位置づけられ、「妊婦のための支援給付」が創設される。 ・妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、当事業と児童福祉法に創設された妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせて行う。		
事業内容	経済的支援として、妊婦であることを認定された者に5万円、届出された妊娠している子ども1人あたり5万円を現金で給付する。		
	項目	R6	R7
	根拠法令	-（予算事業）	子ども・子育て支援法第10条の2
	給付額の算出基礎	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数	妊娠している者及び妊娠している子どもの数 （流産・死産等も含む）
	認定・給付要件	・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・支給には面談が必須	・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・給付に面談条件はなし

＜妊婦支援給付金 給付の流れ＞※妊娠届出している場合

①申請

②受付・審査

③決定通知

④振込



妊婦



市役所
浜松市

(拡充) HPV ワクチンキャッチアップ接種事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6119
--------------------------	---------------------------

(単位: 千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	202,836	0	0	0	202,836

※母子予防接種事業の一部

目的	ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種の積極的勧奨差し控えの廃止に伴い、接種機会を逃した者の予防接種を実施する。													
背景	・ HPV ワクチンの積極的勧奨が差し控えられていた期間に定期接種の対象であった平成9年度から17年度生まれの者に対し、令和4年度から令和6年度までキャッチアップ接種期間として公費負担でワクチン接種を実施している。 ・ 国の審議会においてキャッチアップ接種期間中に3回接種が完了できないことが見込まれる者に対して公費負担での接種期間を最大1年間延長することが決定された。													
事業内容	キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上 HPV ワクチンを接種した者に対して、公費負担での接種を実施する。 - 対象者 平成9年度から平成20年度生まれの女性であり、令和4年4月から令和7年3月までのキャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上 HPV ワクチンを接種した者 - 接種見込人数 6,556 人（延接種件数：9,582 件） - 接種期間 令和7年4月から令和8年3月まで - キャッチアップ累積接種状況 （1）本市の状況（令和6年10月接種分時点） <table border="1"> <tr> <th>対象者数 A （住民登録のある者）</th><th>1 回接種 B</th><th>2 回接種</th><th>3 回接種</th><th>累積初回接種率 B/A</th></tr> <tr> <td>39,828 人</td><td>20,461 人</td><td>16,795 人</td><td>13,752 人</td><td>51.4%</td></tr> </table> （2）国の状況（令和6年9月接種分時点） 累積初回接種率 53.1%				対象者数 A （住民登録のある者）	1 回接種 B	2 回接種	3 回接種	累積初回接種率 B/A	39,828 人	20,461 人	16,795 人	13,752 人	51.4%
対象者数 A （住民登録のある者）	1 回接種 B	2 回接種	3 回接種	累積初回接種率 B/A										
39,828 人	20,461 人	16,795 人	13,752 人	51.4%										
◆対象者 ・ 平成9年度から 20年度生まれの女性	◆接種医療機関に予約		◆接種											
														

(新規) 带状疱疹ワクチン定期予防接種事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6119
-----------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	144,241	0	0	0	144,241

※成人予防接種事業の一部、母子保健デジタル運営経費の一部の合計

目的	带状疱疹ワクチン接種を実施することにより、個人の発病又は重症化を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	
背景	- 本市では令和6年4月から任意予防接種者に対し、带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成を実施している。 - 令和6年12月18日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンが定期接種に位置付けられることが了承された。	
事業内容	带状疱疹ワクチンの定期予防接種及び任意予防接種者に対し公費助成を実施する。	
	1 定期予防接種及び任意予防接種公費助成に要する経費 144,241 千円	
	区分	令和6年度 令和7年度
	接種対象者	50歳以上の者 ①定期予防接種 ・65歳の者 ・5年間の経過措置として70、75、80、85、90、95、100歳の者及び101歳以上の者 ②任意予防接種（公費助成） ・50歳から59歳までの者 ・60歳以上の者で令和6年度に不活化ワクチンの1回目を接種した者（定期接種対象者を除く）
	接種回数等	生ワクチン1回又は不活化ワクチン2回
	接種方法	各医療機関における個別接種
	自己負担額 (1回あたり)	・生ワクチン 公費助成後 4,500円程度 ・不活化ワクチン 公費助成後 21,500円程度 ※公費助成額 3,500円 ①定期予防接種 ・生ワクチン 4,900円 ・不活化ワクチン 18,000円 ※生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者は無料 ②任意予防接種（公費助成） ・生ワクチン 公費助成後 4,500円程度 ・不活化ワクチン 公費助成後 21,500円程度 ※公費助成額 3,500円
	2 定期予防接種開始時期 令和7年4月1日	
	3 その他 任意予防接種者に対する公費助成は令和8年3月31日をもって終了	